

福島空港条例

平成4年12月22日
福島県条例第101号

福島空港条例をここに公布する。

福島空港条例

(趣旨)

第1条 この条例は、福島空港の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 福島空港（以下「空港」という。）を石川郡玉川村に設置する。

(運用時間等)

第3条 空港の運用時間は、午前8時から午後9時までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港の施設の建設工事等のため必要があると認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。

2 空港の運用時間外に航空機の離着陸のため空港の施設を使用しようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けた者は、空港の施設を使用するときは、当該施設が航空機の離着陸に支障がないことを自ら確認しなければならない。

(航空機による施設の使用)

第4条 航空機の離着陸（空港の運用時間外における離着陸を除く。）又は停留のため空港の施設を使用しようとする者は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の者に対し、航空機による空港の使用について空港管理上必要な指示をし、又は条件を附することができる。

3 知事は、前項の規定による指示又は条件に違反した者に対して、空港管理上必要な限度において、空港の使用の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(重量制限)

第5条 第3条第2項又は前条の規定により空港の施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、航空機の換算単車輪荷重が43トンを超える場合は、空港の施設を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の換算単車輪荷重は、当該航空機の最大離陸重量に、次の各号に掲げる航空機の主脚の形式の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める換算係数を乗じて算出するものとする。

- | | |
|----------|------|
| 一 単車輪形式 | 0.45 |
| 二 複車輪形式 | 0.35 |
| 三 複複車輪形式 | 0.22 |
| 四 四脚四輪形式 | 0.09 |

3 知事は、空港の施設の状況、使用頻度等を考慮し、空港の施設が航空機の安全な離着陸に耐え得ると認める場合でなければ、第1項ただし書の許可をしてはならない。

(乗降等の場所の制限)

第6条 使用者は、知事が指定する場所以外の場所において航空機に旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをし、又は航空機を停留させてはならない。

(給油作業等の制限)

第7条 空港において航空機の取扱いをする者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給油又は排油の作業を行ってはならない。

- 一 給油装置又は排油装置が不完全な状態のとき。
- 二 発動機が運転中又は加熱状態のとき。
- 三 必要な危険予防措置が講ぜられている場合を除き、旅客が航空機内にいるとき。
- 四 航空機の無線設備又は電気設備が操作され、その他静電火花放電を起こすおそれのある物件が使用されているとき。

(入場の制限等)

第8条 知事は、混雑の予防その他空港の管理上必要があると認めるときは、空港への入場を制限し、又は禁止することができる。

(立入りの制限)

第9条 着陸帯、誘導路、エプロンその他知事が標示する制限区域（以下「制限区域」という。）には、次に掲げる者を除き、立ち入ってはならない。

- 一 航空機に乗降する航空機の乗組員及び旅客
- 二 知事の許可を受けた者

(車両の使用及び取扱いの制限)

第10条 制限区域において車両を運転しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 制限区域において車両を運行の用に供しようとする者は、当該車両ごとに知事の許可を受けなければならない。
- 3 空港において車両の使用又は取扱いをする者は、知事が指定する場所以外の場所において車両を駐車させ、又は修理し、若しくは清掃してはならない。

(禁止行為)

第11条 空港においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 標札、標識、芝生その他空港の施設を損傷し、又は汚損すること。
- 二 知事の許可を受けずに爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬すること。
- 三 知事の許可を受けずに裸火を使用すること。
- 四 知事が指定する場所以外の場所に可燃性の液体、ガスその他これに類する物件を保管し、又は貯蔵すること。
- 五 知事が喫煙を禁止する場所において喫煙すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が空港の機能を損なうおそれがあると認める行為をすること。

(工作物の設置等)

第12条 空港内の土地に工作物を設置し、又は空港内の土地を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。当該工作物を変更し、若しくはその用途を変更し、又

は当該土地の使用目的を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の許可に空港の管理上必要な条件を付することができる。

(構内営業)

第13条 空港内で営業しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に空港の管理上必要な条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第14条 知事は、第12条第1項の許可を受けた者（以下「工作物設置者等」という。）又は前条第1項の許可を受けた者（以下「構内営業者」という。）がこの条例の規定に違反したとき、若しくは許可の条件に従わなかったとき、又は空港の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は使用若しくは営業の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(報告及び検査)

第15条 知事は、空港の管理上必要があると認めるときは、工作物設置者等又は構内営業者に対し必要な報告を求め、又は当該職員に工作物設置者等の工作物若しくは構内営業者の営業所に立ち入って、工作物若しくは営業の状況を検査させることができる。

(原状回復)

第16条 工作物設置者等は、当該工作物の用途を廃止したとき、若しくは当該土地の使用を終えたとき、又は第14条の規定により許可を取り消されたときは、速やかに、当該土地を原状に回復しなければならない。ただし、知事が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(着陸料等)

第17条 使用者から、別表第1に定める着陸料又は停留料（以下「着陸料等」という。）を徴収する。ただし、停留料は、航空機の停留時間が六時間未満である場合は、徴収しない。

2 着陸料等は、あらかじめ知事が承認した場合を除き、次の各号に掲げる着陸料等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期に徴収する。

一 着陸料 着陸直後

二 停留料 停留終了時

(着陸料等の免除)

第18条 知事は、次に掲げる場合は、着陸料等の全部又は一部を免除することができる。

一 公用のため着陸し、又は離陸するとき。

二 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校が、当該学校又は専修学校の教育課程の一部として行う航空機の操縦の訓練のため着陸し、又は離陸するとき。

三 試験飛行のため着陸し、又は離陸するとき。

四 離陸後やむを得ない事情により、他の飛行場に着陸することなく再び着陸するとき。

五 航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられ着陸し、及び離陸するとき。

六 やむを得ない事情により不時着し、及び不時着後最初に離陸するとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めるとき。

(土地の使用料)

第19条 第12条第1項の規定による空港内の土地の使用の許可を受けた者から、別表第2に定める使用料（以下「土地の使用料」という。）を徴収する。

(土地の使用料の免除)

第20条 知事は、災害その他特別の理由があると認めるときは、土地の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(着陸料等及び土地の使用料の不返還の原則)

第21条 既に納めた着陸料等及び土地の使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(違反者に対する措置)

第22条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該行為を制止し、又は空港からの退去、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

一 第3条第2項、第4条第1項、第5条第1項、第6条、第7条、第9条、第10条第1項から第3項まで、第11条、第12条第1項又は第13条第1項の規定に違反した者

二 第8条の規定による入場の制限又は禁止に違反した者

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、空港の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 平成30年4月1日から令和9年3月31日までの間（令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間を除く。）は、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う航空機（以下単に「航空機」という。）のうち、空港と本邦内の地点との間において航行する航空機（以下「国内航空機」という。）に係る別表第1着陸料の項の規定の適用については、同項中「1及び2の金額の合計額」とあるのは「1及び2の金額の合計額に4分の1を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額に4分の1を乗じて得た金額」とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成30年4月1日から当分の間（令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間を除く。）は、空港と沖縄島との間において航行する航空機に係る別表第1着陸料の項の規定の適用については、同項中「1及び2の金額の合計額」とあるのは「1及び2の金額の合計額に6分の1を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額に8分の1を乗じて得た金額」とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、平成30年4月1日から令和9年3月31日までの期間（令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間を除く。）中に新たに路線を定めて一定の日時により航行する国内航空機（以下「新規国内定期路線航空機」という。）に係る別表第1着陸料の項の規定の適用については、当該路線の運航が開始された日以降初めて当該路線に係る航空機が空港に着陸した日から起算して1年間に限り、同項中「1及び2の金額

- の合計額」とあるのは「1及び2の金額の合計額に15分の1を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額に15分の1を乗じて得た金額」とする。
- 5 第17条第1項の規定にかかわらず、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間は、国内航空機に係る着陸料は、徴収しない。
 - 6 平成30年4月1日から令和9年3月31日までの間は、空港と本邦外の地点との間において航行する航空機（以下「国際航空機」という。）に係る別表第1着陸料の項の規定の適用については、同項中「1及び2の金額の合計額」とあるのは「1及び2の金額の合計額に15分の1を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額に15分の1を乗じて得た金額」とする。
 - 7 第17条第1項の規定にかかわらず、平成30年4月1日から令和9年3月31日までの期間中に新たに路線を定めて一定の日時により航行する国際航空機（以下「新規国際定期路線航空機」という。）に係る着陸料は、当該路線の運航が開始された日以降初めて当該路線に係る航空機が空港に着陸した日から起算して1年間に限り、徴収しない。
 - 8 第17条第1項の規定にかかわらず、平成30年4月1日から令和9年3月31日までの間は、国際航空機のうち、路線を定めて一定の日時により航行する航空機（以下「国際定期路線航空機」という。）以外のものに係る着陸料は、徴収しない。
 - 9 平成30年4月1日から令和9年3月31日までの間（令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間を除く。）は、国内航空機（新規国内定期路線航空機を除く。）に係る別表第1停留料の項の規定の適用については、同項中「金額の合計額」とあるのは「金額の合計額に4分の1を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額」とする。
 - 10 平成30年4月1日から令和9年3月31日までの間（令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間を除く。）は、新規国内定期路線航空機に係る別表第1停留料の項の規定の適用については、当該路線の運航が開始された日以降初めて当該路線に係る航空機が空港に着陸した日から起算して1年間に限り、同項中「金額の合計額」とあるのは「金額の合計額に15分の1を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額」とする。
 - 11 第17条第1項の規定にかかわらず、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間は、国内航空機に係る停留料は、徴収しない。
 - 12 平成30年4月1日から令和9年3月31日までの間は、国際航空機に係る別表第1停留料の項の規定の適用については、同項中「金額の合計額」とあるのは「金額の合計額に15分の1を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額」とする。
 - 13 第17条第1項の規定にかかわらず、平成30年4月1日から令和9年3月31日までの間は、新規国際定期路線航空機に係る停留料は、当該路線の運航が開始された日以降初めて当該路線に係る航空機が空港に着陸した日から起算して1年間に限り、徴収しない。
 - 14 第17条第1項の規定にかかわらず、平成30年4月1日から令和9年3月31日までの間は、国際航空機のうち、国際定期路線航空機以外のものに係る停留料は、徴収しない。

別表第1 (第17条関係)

区 分	着陸料等の額
着陸料	<p>一 ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては、着陸1回ごとに、1及び2の金額の合計額（消費税法（昭和63年法律第108号）第7条第1項の規定により消費税を免除することとされた航空機以外の航空機（以下「免除対象外航空機」という。）にあつては、当該合計額に100分の110を乗じて得た金額）</p> <p>1 航空機の重量（当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。）をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>(1) 25トン以下の重量については、1トンごとに 1,100円</p> <p>(2) 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに 1,500円</p> <p>(3) 100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに 1,700円</p> <p>(4) 200トンを超える重量については、1トンごとに 1,800円</p> <p>2 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあつては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値）を相加平均して得た値（1EPNデシベル未満の端数があるときは、これを1EPNデシベルとして計算した値）から83を減じた値に3,400円を乗じて得た金額</p> <p>二 ターボジェット発動機を装備しない航空機にあつては、着陸1回ごとに、航空機の重量に応じ、次に掲げる金額（免除対象外航空機にあつては、当該金額に100分の110を乗じて得た金額）</p> <p>1 6トン以下の航空機 1,000円</p> <p>2 6トンを超える航空機 700円に、6トンを超える重量について1トンごとに590円を乗じて得た金額を加えた金額</p>
停留料	<p>空港における停留時間24時間ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額（免除対象外航空機にあつては、当該合計額に100分の110を乗じて得た金額）</p> <p>一 23トン以下の航空機</p> <p>1 3トン以下の重量については、当該重量に対し 810円</p> <p>2 3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し 810円</p> <p>3 6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに 30円</p> <p>二 23トンを超える航空機</p> <p>1 25トン以下の重量については、1トンごとに 90円</p> <p>2 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに 80円</p> <p>3 100トンを超える重量については、1トンごとに 70円</p>

備考

- 1 航空機の重量に1トン未満の端数があるときは、これを1トンとして計算する。
- 2 停留時間に24時間未満の端数があるときは、これを24時間として計算する。

- 3 1件の着陸料等の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2（第19条関係）

使用の種類	使用料の額（年額）		
一 建物又は工作物 （2の項の管類及び 3の項の電柱等を除 く。）の敷地として使 用する場合	使用許可面積1平方メートルにつき 465円		
二 管類を敷設するた めに使用する場合	管類の長さ1メートルにつき 61円		
三 電柱等を設置する ために使用する場合	本柱	木柱（H柱又は人形柱を除く。）、コンクリート柱又は鉄柱	1本につき 1,500円
		H柱又は人形柱	1本につき 3,000円
	支線又は支柱		1本につき 1,500円
	ハンドホール又はマンホール		1個につき 3,000円

備考

- この表の種類により難いもの又はこの表に種類の定めがないものに係る使用料の額については、その都度知事が定めるところによる。
- 期間について、1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、1月未満の端数があるときはこれを1月として計算する。この場合において、期間が1月未満の場合は、1月の使用料の額に100分の110を乗じて得た額を使用料の額とする。
- 面積について1平方メートル未満の端数があるときはこれを1平方メートルとして計算し、長さについて1メートル未満の端数があるときはこれを1メートルとして計算する。
- 1件の使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則（平成6年条例第76号）

- この条例は、平成6年11月1日から施行する。
- 改正後の福島空港条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第41号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第27号）

- この条例は、規則で定める日から施行する。
（平成10年規則第14号で平成10年4月1日から施行）
- 改正後の福島空港条例別表第1の規定の適用については、この条例の施行の日から平成10年12月31日までの間における使用に係る着陸料にあっては同表着陸料の項着陸料等の額の欄の2中「1,000円」とあるのは「800円」とし、平成11年1月1日から同年12月31日ま

での間における使用に係る着陸料にあつては同欄の2中「1,000円」とあるのは「900円」とする。

附 則（平成10年条例第53号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成10年規則第97号で平成10年12月3日から施行）

附 則（平成11年条例第24号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成11年規則第35号で平成11年4月1日から施行）

附 則（平成11年条例第39号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成11年規則第86号で平成11年9月9日から施行）

附 則（平成14年条例第51号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第42号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第43号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第36号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第36号）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の福島空港条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第111号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第50号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第56号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第43号）

この条例は、平成28年3月27日から施行する。

附 則（平成28年条例第73号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第29号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第42号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第41号)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成31年10月1日前に福島空港条例第12条第1項の許可を受けた使用のうち、その期間が1月未満であって、かつ、その終了日が平成31年10月1日以降である場合においては、当該使用における使用料の額に係る同条例別表第2の規定の適用については、同表備考2の規定中「100分の108」とあるのは「100分の110」とする。

附 則(令和2年条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条に2項を加える改正規定及び第22条の改正規定は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

附 則(令和4年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年条例第15号)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福島空港条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(令和8年条例第24号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。